

長野県市長会
副市長・総務担当部長会議



千曲市指定無形民俗文化財「大池の百八灯」

期日：令和元年7月5日（金）

会場：千曲市 ホテル圓山荘3階 大広間「富士」



会 議 日 程

【7月5日（金）】

正 午 昼 食

(更埴文化会館1階小ホール)

午後 1時00分 視 察

(千曲市役所新庁舎、ことぶきアリーナ千曲)

午後 2時00分 会 議

(ホテル圓山荘3階大広間「富士」)

午後 5時15分 懇 親 会

(ホテル圓山荘4階寿の間)

解 散

会 議 次 第

1 開 会

2 開催市市長挨拶

3 来賓御挨拶

4 新任副市長等紹介

5 議長選出

6 議 事

(1) 議題審議

I 各市提出議題

II 事務局提出議題

III 県からの施策説明

(2) 令和2年度開催市決定

(3) その他

7 閉 会

議 題 目 次

I 各市提出議題

- 現行制度の改善又は拡充を求めるもの … 13 議題
- 1 RPA・AI 導入補助の拡充について (須坂市)
 - 2 地方鉄道の支援について (上田市)
 - 3 国庫補助金等に係る財産処分の承認等の運用の弾力化等について (長野市)
 - 4 公共施設等適正管理推進事業債の更なる拡充について (長野市・東御市)
 - 5 史跡等を国または地方自治体に譲渡した場合の所得税特別控除額の引上げについて (松本市)
 - 6 小中学生の通院に係る福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について (長野市)
 - 7 精神障がい者に係る福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について (安曇野市)
 - 8 重度障がい児の緊急的な保護体制の強化について (上田市)
 - 9 長野県新規就農者里親研修について (須坂市)
 - 10 森林所有者等に関する内部情報の利用等の拡大について (長野市)
 - 11 松くい虫対策事業の予算確保と補助対象の拡充、有効で適切な対策の指導と支援について (須坂市・伊那市)
 - 12 道路・橋梁等道路構造物の定期点検方法等の簡素化について (駒ヶ根市)
 - 13 空家等対策の推進に関する特別措置法第 15 条（財政上の措置及び税制上の措置）における財政措置の拡充等について (東御市)

○ **新たな施策の要望又は提案を求めるもの**

… 4 議題

- 14 果樹経営起業準備支援事業について (須坂市)
- 15 新規就農者向けの作業場確保について (須坂市)
- 16 長野県における畜産振興策の積極的な推進について (中野市)
- 17 カラスなどによる被害に対する広域的な取組の推進について (長野市)

○ **特に市町村への財政支援策等を求めるもの**

… 3 議題

- 18 会計年度任用職員制度の導入に係る地方財政措置について (伊那市)
- 19 森林経営管理法施行に伴う「新たな森林管理システム」実行に係る
推進体制の整備について (大町市・安曇野市)
- 20 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について
(長野市・松本市・上田市・須坂市・伊那市・駒ヶ根市・大町市・
茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・東御市・安曇野市)

II 事務局提出議題

- 1 自治体の広域連携に関する懇談会について…………… 資料 1
- 2 次回の副市長・総務担当部長会議の日程について
令和 2 年 1 月 24 日 (金) 長野市 (自治会館)
- 3 令和元年度市町村振興宝くじの販売促進について …………… 資料 2

Ⅲ 県からの施策説明

- 1 長野県多文化共生相談センター（仮称）設置事業について
【県民文化部】……資料3
- 2 通学路等における子供の安全確保対策（登下校防犯プラン）について
【警察本部 生活安全部】……資料4
- 3 未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保について
【警察本部 交通部】……資料5

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H26・8・21 第135回総会；上田市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		分野
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	2 地方鉄道の支援について		
提案市	上田市		
提案要旨	<p>少子高齢化への対応や低炭素社会の実現に向けて、地域公共交通の重要性がますます高まる中、地方鉄道の計画的な安全対策事業を推進するため、国の十分な予算額の確保を要望する。</p>		
提案理由	<p>全国的に地方鉄道の安全対策事業の要望額が増加する中、国の平成31年度当初予算は若干増加する一方、平成30年度補正予算が前年度よりも減額された。</p> <p>また、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国は、首都圏のインフラ整備やインバウンド対策にも注力している。</p> <p>こうした中、地方鉄道の安全対策事業の国補助金について、平成31年度の内示額が、本来の補助率（1/3）を下回っている状況である。</p> <p>地方鉄道の計画的な安全対策事業を進めるためには、国の十分な予算額の確保が求められる。</p>		
現況及び課題等	<p>【現況：要望額・内示額と補助率、国・県・市協調補助事業分】</p> <p>(1)しなの鉄道 (①設備更新、②115系延命工事費、③車両購入)</p> <p>①要望額 41,666千円 (1/3) → 内示額 20,833千円 (1/6)</p> <p>②要望額 10,840千円 (1/3) → 内示額 5,420千円 (1/6)</p> <p>③要望額 255,166千円 (1/2) → 内示額 255,166千円 (1/2)</p> <p>(2)上田電鉄別所線</p> <p>要望額 25,986千円 (1/3) → 内示額 16,271千円 (1/4)</p> <p>【課題】</p> <p>・国・県・市の協調補助により実施するため、総事業費も縮小せざるをえず、事業の進捗に遅れが生じる。</p>		
法令関係	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱		

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	3 国庫補助金等に係る財産処分の承認等の運用の弾力化等について		
提案市	長野市		
提案要旨	財産処分における各省各庁の長の承認等について、次の2点を要望する。 ① 文部科学省の公立学校施設整備費補助金等と同様に、有償による譲渡・貸与等においても国庫納付額相当の基金積み立てにより、国庫納付を不要とすること ② 文部科学省の学校用地取得費補助金と同様に、用地取得費補助金についても一定の期間の経過をもって国庫納付を要さない財産処分の承認があったものとする		
提案理由	インフラ長寿命化基本計画では、基本的な考え方として中長期的視点に立ったコスト管理を掲げ、社会構造の変化や新たなニーズに対応した質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については廃止・撤去を進めるなど戦略的な取組を推進するとしており、廃止した遊休施設の利活用策として、土地も含め売却を円滑に進めていく必要があるため。		
現況及び課題等	平成20年に財産処分の承認基準が緩和され、補助事業終了後10年を経過した財産については、補助目的を達成したとみなし、無償での譲渡・貸付等であれば国庫納付を求めない取り扱いに統一された。一方、有償での譲渡・貸付等については、原則として国庫納付が生じるが、文部科学省では公立学校整備補助金に係る財産処分手続きにおいて、学校施設整備を目的とする基金に国庫納付金相当額以上を積み立てることを条件に納付を不要としている。また、学校用地取得費補助金に係る土地の処分について、建物に係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとして国庫納付を要さないとしており、他省庁においても同様とすることが望ましい。		
法令関係	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律		

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (30・8・23 第143回総会；松本市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		分野 <input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国税庁
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	5 史跡等を国または地方自治体に譲渡した場合の所得税特別控除額の引上げについて		
提案市	松本市		
提案要旨	<p>個人または法人が、国史跡等に指定された土地を国または地方公共団体に譲渡した場合の所得税の特別控除額の上限を2,000万円から5,000万円に引上げることを要望する。</p>		
提案理由	<p>史跡・名勝・天然記念物は、わが国の歴史や文化を物語る国民共通の貴重な財産である。史跡等に指定されると、所有者は文化財保護法上の規制を受け、自由な土地活用ができなくなり、土地を所有することの有意性を失ってしまうことから、公有地化を促進する必要がある。</p> <p>近年、本市では中心市街地での史跡整備を進めているが、土地の評価額が高いにもかかわらず、土地を譲渡した際の所得税の特別控除額が低く（上限2,000万円）、所有者に有利な条件を提示することができず用地交渉が進展しない。</p> <p>失われたら二度と取り戻すことのできない文化財を後世に残すためには更なる税制優遇が必要であり、昭和49年度から据え置かれている特別控除額を、都市計画法の土地収用等で適用される5,000万円並みに引上げるべきと考える。所有者の立場からも、史跡等の場合の特別控除額が都市計画法等で適用される控除額に比して大幅に低いことは、公平性の点で理解を得られない。</p> <p>全国には地域特有の歴史や文化を物語る文化財が残されている。各地の文化財整備を推進することが地域特有の魅力的なまちづくりにつながり、結果的に観光振興に寄与し、地域の活性化につながると考える。</p>		

現況及び課題等	<p>国等に土地を譲渡した場合の所得税特別控除額の改正経過</p> <p>昭和44年度 上限 300万円（創設）</p> <p>昭和46年度 上限 1,200万円</p> <p>昭和49年度 上限 2,000万円（現在に至る）</p> <p>〔参考〕都市計画法や道路法に基づく土地収用の際の 所得税の特別控除額 5,000万円</p>
関係法令	<p>租税特別措置法、文化財保護法</p>

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H31・4・18 第144回総会;長野市・駒ヶ根市)																											
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																									
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁																										
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部																									
	<input type="checkbox"/> その他	名称																										
件名	6 小中学生の通院に係る福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について																											
提案市	長野市																											
提案要旨	長野県福祉医療費給付事業補助金のうち、小中学生の通院に係る県補助の拡大を要望する。																											
提案理由	<p>福祉医療費給付事業のうち小中学生の通院については、県補助対象外のため、市町村単独で実施しており財政負担が大きい。</p> <p>また、平成30年8月の現物給付開始以降、子ども分の支給額が増加してきている。</p> <p>「みんなで支える子育て安心県づくり」のためには、小中学生の通院に対しても県補助金を通じた支援が必要と考える。</p>																											
現況及び課題等	<p>・子どもの福祉医療費の対象年齢</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>県補助</th> <th>長野市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>中学校卒業まで</td> <td>中学校卒業まで</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>未就学児まで</td> <td>中学校卒業まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>・福祉医療費支給額（子ども） (単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支給額</th> <th>県補助金 (対象の1/2)</th> <th>長野市 一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度(決算額)</td> <td>648,130</td> <td>147,100</td> <td>501,030</td> </tr> <tr> <td>H30年度(決算見込額)</td> <td>758,576</td> <td>178,338</td> <td>580,238</td> </tr> <tr> <td>R元年度(予算額)</td> <td>742,200</td> <td>170,759</td> <td>571,441</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30年度は、現物給付導入により支給月数が13ヶ月となっている。</p>				県補助	長野市	入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで	通院	未就学児まで	中学校卒業まで	年度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	長野市 一般財源	H29年度(決算額)	648,130	147,100	501,030	H30年度(決算見込額)	758,576	178,338	580,238	R元年度(予算額)	742,200	170,759	571,441
	県補助	長野市																										
入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで																										
通院	未就学児まで	中学校卒業まで																										
年度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	長野市 一般財源																									
H29年度(決算額)	648,130	147,100	501,030																									
H30年度(決算見込額)	758,576	178,338	580,238																									
R元年度(予算額)	742,200	170,759	571,441																									
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱																											

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)														
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設												
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省												
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	県民文化部、健康福祉部												
	<input type="checkbox"/> その他	名称													
件名	8 重度障がい児の緊急的な保護体制の強化について														
提案市	上田市														
提案要旨	児童虐待により重度障がい児が一時保護等の措置となる場合や、虐待に至る前に保護者の負担軽減のため児童の緊急入所などを実施する場合に、速やかに入所先が確保されるよう、受入れ可能な施設及び職員確保について支援の拡充を求めるもの。														
提案理由	<p>重度の障がい児（知的障がいを伴う発達障がいの未就学児）を養護する家庭において、保護者の精神的負担が深刻な状況になり、児童虐待事案へ発展した事案があった。早急に親子の分離が必要な状況であったが、重度の障がい児の宿泊を伴う受入れが可能な施設がすぐに確保できず、受入先の決定までに時間を要した。</p> <p>この事案を踏まえ、虐待に至る前に、保護者がレスパイト（休息）ができるよう重度の障がい児の受け入れが可能な施設・職員体制を確保しておく必要があるが、特に障がい児の受け入れ枠を市単独で常に確保しておくことは困難な面がある。また、虐待に至った場合でも、児童の安全確保のため一時保護の措置が迅速に図られるよう、次の点について制度の拡充を求めるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重度の障がい児（特に未就学児）の緊急的な保護（宿泊）に対応可能な施設を圏域単位等で配置（既存施設の活用を含む） 2 児童相談所の一時保護委託費単価の見直し（値上げ、区分設定等） 3 重度の障がい等により、児童相談所内での一時保護が難しい場合、一時保護委託が迅速に実施できる体制整備（施設確保、職員体制等） 														
課題等 現況及び	<p>○現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童のショートステイ：市内児童養護施設に委託 → 重度障がい児受入困難 ・障がい者の緊急宿泊支援事業：その都度受入先決定→児童の受入困難 ・児童相談所一時保護委託措置費（児童1人につき1日当たり単価） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 保護日数</th> <th>5日まで</th> <th>6～30日まで</th> <th>31日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>5,690円</td> <td>1,180円</td> <td>1,920円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外</td> <td>4,210円</td> <td>1,160円</td> <td>1,660円</td> </tr> </tbody> </table>			区分 \ 保護日数	5日まで	6～30日まで	31日以上	乳児	5,690円	1,180円	1,920円	乳児以外	4,210円	1,160円	1,660円
区分 \ 保護日数	5日まで	6～30日まで	31日以上												
乳児	5,690円	1,180円	1,920円												
乳児以外	4,210円	1,160円	1,660円												
法令関係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法、児童虐待防止法、障害者総合支援法 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 														

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 林野庁		
	<input type="checkbox"/> 県 担当部局		
	<input type="checkbox"/> その他 名 称		
件名	10 森林所有者等に関する内部情報の利用等の拡大について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>本年4月より始まった森林経営管理制度「新たな森林管理システム」は、森林環境譲与税を財源として、市町村が適切な森林の経営管理を進めることとなったが、事業の実施にあたって、必要となる森林所有者への意向調査確認等において、市町村が保有している所有者情報等の内部における目的外利用の範囲を、平成23年度以前も利用できるように拡大することを要望する。</p>		
提案理由	<p>平成24年4月から施行された森林法において、森林所有者等に関する情報の利用等について改正が行われ、市町村が保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、森林の整備のために利用目的外の利用ができることとなった。しかしながら、「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地所有者に関する情報の取り扱いについて（総税固第14号。平成24年3月26日総務省自治税務局固定資産税課長通知）」において、提供できる情報が平成24年4月1日以降とされていることから、活用できる情報が少ないため、平成23年度以前の情報も利用できるよう範囲を拡大していただきたい。</p>		
現況及び課題等	<p>新たな森林管理システムにおいて実施する意向調査については、登記簿を活用して実施することとなる。</p> <p>しかしながら、木材価格の低迷などから森林整備に対する意識が低下しており、相続登記がされず所有者不明地が多いなかで、登記簿情報のほか内部利用できる範囲の情報では、森林所有者の把握が困難な状況である。</p>		
関係法令	森林法		

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H28・4・28 第138回総会；伊那市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	林野庁
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	林務部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	11 松くい虫対策事業の予算確保と補助対象の拡充、有効で適切な対策の指導と支援について		
提案市	須坂市・伊那市		
提案要旨	<p>長野県の松くい虫による被害量は、平成29年度に全国で最も多くなっており、被害が拡大し、全量駆除が出来ない状況である。</p> <p>このままの状況が続けばアカマツ資源の枯渇や森林の保水能力、豊かな森林景観が損なわれることが懸念されるため、十分な予算確保と補助対象事業の拡充、有効で適切な対策の指導、支援を行うよう要望する。</p> <p>併せて、薬剤空中散布について、明確な方向性を示すよう要望する。</p>		
提案理由	<p>拡大している松くい虫被害対策に毎年多くの予算を割いて対応しているが、国・県の補助の制約もあり、十分な対応となっていないことから、市民の間でも危機感が大変強い。</p> <p>倒木による市民生活への被害も発生しているほか、専門的知識を持つ職員も少ないこともあり、早急な対応が望まれている。</p>		
現況及び課題等	<p>長野県の松くい虫による被害量は過去最大であった平成25年度の78千㎡から比較するとやや減少したものの、平成29年度の被害量は74千㎡で、依然として高い水準で推移している。</p> <p>平成29年度の長野県の松くい虫による被害量は、鹿児島県を上回り全国で最も多くなり、全国の18.5%を占めているが、国・県の予算は十分に確保されていないとともに、特殊伐採や倒木・くん蒸後の処理が補助の対象にならないため、処理が進まない状況である。</p>		
関係法令	森林病虫害等防除事業実施要領		

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (31・4・18第144回総会；飯田市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	13 空家等対策の推進に関する特別措置法第15条(財政上の措置及び税制上の措置)における財政措置の拡充等について		
提案市	東御市		
提案要旨	<p>特定空家等に認定した空き家の内、所有者、相続関係人が不存在となっている空き家については、略式代執行を行うこととなるが、略式代執行経費の回収は困難であり、これらの経費について特別措置法第15条の規定による財政上の措置として、略式代執行経費に対する国の財政支援を要請する。</p>		
提案理由	<p>空き家対策においては地域の防災、安全確保のため、管理不全な空き家に対する措置が緊急の課題となっているが、当該空き家については所有者・相続関係人が確知できなかつたり、相続放棄等により相続人不存在であったりするケースが多くある。これらについては各自治体において略式代執行等により危険除去の措置を講じることとなるが、略式代執行経費の回収は困難である。</p> <p>また、略式代執行については、解体に至らない最低限度の措置にとどめる場合も多く、空き家対策総合支援事業等の除却事業の対象とならないケースも多く存在することから、略式代執行経費について国の財政支援を要請する。</p>		
現況及び課題等	<p>当市においては特定空家等の可能性のある空き家を現在96件ほど把握しており、順次、現地調査及び所有者の調査を進めているが、所有者、相続関係人を確知できない空き家も存在し、今後も同様のケースが増えるものと予想している。</p> <p>これらの空き家については、略式代執行等を行うこととなるが、費用回収が見込めず、大規模な略式代執行については財政負担が大きく、事業推進に支障が生じることが予想される。</p>		
法令関係	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)		

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）			
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）		分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
	要望先	<input type="checkbox"/> 国		担当省庁
<input checked="" type="checkbox"/> 県		担当部局	農政部	
<input type="checkbox"/> その他		名称		
件名	14 果樹経営起業準備支援事業について			
提案市	須坂市			
提案要旨	<p>新規就農者確保につなげるため、果樹経営起業準備支援事業を実施していただきたい。</p>			
提案理由	<p>長野県では、平成28年度と29年度、果樹経営で就農（起業）しようとする意欲ある新規就農者に対して、研修中に行う樹園地の整備に対して支援していただいた。</p> <p>非常に有効な制度であったため、引き続き、果樹栽培の担い手を確保する必要があることから、事業の復活、あるいは同様の施策を実施していただきたい。</p>			
現況及び課題等	<p>果樹経営は本県農業の主要品目であり、後継者不足から担い手を確保する必要がある。</p> <p>しかし、果樹経営は、苗木の新植から樹園地を育成する場合、十分な収穫量を確保することができるまで一定の年数を要し、他の農産物に比べて経営安定まで長い年数がかかることから、新規就農者に対して、研修中に行う樹園地の整備に対して支援し、早期所得確保と早期経営安定を図る必要がある。</p>			
関係法令				

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
	要望先		<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 農政部 <input type="checkbox"/> その他 名 称
件名	15 新規就農者向けの作業場確保について		
提案市	須坂市		
提案要旨	新規就農者確保につなげるため、新規就農者向けの作業場確保に支援をお願いしたい。		
提案理由	非農家から就農を目指す方がいるが、果物の荷造りをする作業場を確保するのに大変苦慮している。市でも遊休施設の貸出や情報提供を行っているが、新規就農者が多い地域は確保するのが難しい状況である。そこで、農業の担い手確保を促進するため、JAや市が新規就農者用の作業場を整備する際に支援をお願いしたい。		
現況及び課題等	果樹経営は本県農業の主要品目であり、後継者不足から担い手を確保する必要があるが、非農家出身の新規就農者は家、作業場などの確保が難しく、安定的に農業経営を行うのが難しい状況である。市でも遊休施設の貸出を行っているが、充分ではなく、新規就農者の経営安定をするには施設を整備する必要がある。		
関係法令			

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H25・4・19第132回総会；長野市、松本市、飯田市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	農政部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	16 長野県における畜産振興策の積極的な推進について		
提案市	中野市		
提案要旨	<p>畜産業は、長野県農業において重要な産業であるが、各地域や関係団体の経営努力だけでは抜本的な解決には繋がりにくく、県一体となって、生産から流通販売まで含めたマーケティングの展開と、安心して安全、効率的な畜加工処理による更なる信州ブランドの確立に取り組む必要がある。</p> <p>近隣の山梨県・岐阜県などはと畜場を公的責任分野と捉えて施設整備など支援した経緯もあり、県に対してと畜加工処理施設の問題へ積極的な関与と、畜産業に対する財政的支援を要望する。</p>		
提案理由	<p>① と畜場や加工処理施設については、開設年度も古く老朽化が進んだ施設が多く、改築にあたり多額な投資を必要とするなど課題を抱えている。また、TPPや日EU・EPAは処理頭数の減少に更に加速をかけると見込まれ経営的に厳しい状況を迎えている。</p> <p>② 長野県の食肉処理施設は、これまで信州ブランドの確立、おいしい信州フードの発展等大いに貢献してきたところであり、TPP、日EU・EPAに対抗できる強い畜産業づくりには、県産食肉の競争力強化は必須と考えている。</p>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在県内にあると畜場は、(株)北信食肉センター、佐久広域連合(佐久食肉公社)、長野県食肉公社の3施設である。 ・県では、「食肉流通合理化計画」を作成し、畜産農家及び食肉流通関係者の自主的な取組を促すこととし、県産食肉の競争力強化を図るため、「長野県食肉流通合理化検討会」を平成31年1月28日に立ち上げた。 ・第2回長野県食肉流通合理化検討会(令和元年5月31日開催)において、中野市として(株)北信食肉センターの存続については、地産地消・地元畜産業の発展・雇用機会の創出の観点からも望ましいことではあるが、施設の老朽化から浄化槽の更新などに多額の資金を要することが喫緊の課題となっており、経営計画を検討しながら関係市町村と協議を進めていきたいと意見を提出している。 		
法令関係	と畜場法		

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H31・4・18 第144回総会；長野市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教
	<input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		<input type="checkbox"/> 社会環境
	<input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		<input checked="" type="checkbox"/> 経済
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	林務部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	17 カラスなどによる被害に対する広域的な取組の推進について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>近年、中心市街地では、多数のカラスやムクドリ等の飛来が見られ、ごみ集積所にある生ごみの食い散らかし、ふんによる悪臭と路面の汚れ、鳴き声による騒音などの被害が目立つようになったことから、野天のごみ集積所へのカラス除けネットの設置や職員による追い払いなどの対策を進めている。また、農作物への被害も多く、市町村での対策では限界があることから、県による広域的なカラス対策の推進を要望する。</p>		
提案理由	<p>カラスなどの行動範囲は、半径30kmほどといわれており、市町村単独での対策では限界があること、都市部では駆除が困難なことから、駆除や追い払い、エサとなる果樹などの取り残しへの対応など、地域ごとに有効な対策を広域的に実施することが効果的であるため、県において、関係市町村間での情報共有や効果的な対策の推進のほか、檻の設置に対する補助制度の創設や捕獲に対する補助金の増額を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>中心市街地では、平成28年頃からカラスなどが街路樹、電線、ビルの上などに群れをなすようになり、被害が表面化してきた。被害は一年を通して見られるが、特に秋期から冬期にかけての夜間は、カラスなどの飛来が増加している。</p> <p>ごみ集積所に排出された生ごみに対するカラスによる被害を防止するため、カラスよけネットの利用や、野天のごみ集積所の見直しなどを市民に呼びかけている。また、農作物への被害も多いことから、カラスなどの増加を防ぐため、中山間地域での捕獲やカラスなどのエサとなる収穫物の取り残し対策などの協力を市民に呼び掛けている。</p> <p>関係部局や関係団体等と対策会議を開催し、情報共有と効果的な対策の検討を進めているが、市単独での取組には限界があり、状況の改善が見られない。</p>		
法令関係			

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	18 会計年度任用職員制度の導入に係る地方財政措置について		
提案市	伊那市		
提案要旨	会計年度任用職員制度の導入にあたり、新たに支給すべき期末手当に対する地方財政措置について確実な実施を強く要望する。		
提案理由	<p>臨時・非常勤職員は、一般事務・保育士・給食調理員など様々な職種で任用しており、地方行政の重要な担い手となっているが、今回の法改正により、臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化を行う中で、期末手当など新たな財政負担が生じることが予想される。</p> <p>総務省自治行政局公務員部、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務マニュアルには、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定と記載されている。</p>		
現況及び課題等	期末手当支給等による新たな財政負担 1億円程度 システム改修費用 1,350万円		
関係法令	地方公務員法（昭和25年法律第261号） 地方自治法（昭和22年法律第67号）		

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H30・8・23 第143回総会；上田市)			
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの		分野	<input type="checkbox"/> 総務文教
	<input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの			<input type="checkbox"/> 社会環境
		<input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		<input checked="" type="checkbox"/> 経済
		<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁		
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	林務部	
	<input type="checkbox"/> その他	名称		
件名	19 森林経営管理法施行に伴う「新たな森林管理システム」実行に係る推進体制の整備について			
提案市	大田市・安曇野市			
提案要旨	<p>本年4月に施行された森林経営管理法により、「新たな森林管理システム」が実行段階となり、県の役割として、市町村への支援や広域連携体制の構築に向けた支援を実行するものとなっている。</p> <p>財源である森林環境譲与税も本年度より市町村に配分されることから、今後の事務が円滑に進むよう、県の圏域を単位とした広域的な推進体制の導入を図るなど、早期における県の支援対策の実施を要望する。</p>			
提案理由	<p>森林管理経営法に基づく森林整備の推進については、市町村が中心的役割を担うこととされているが、該当森林の抽出、所有者の特定、意向確認、経営管理集積計画、経営管理権の設定など多大な業務が発生するとともに専門的な知識が必要とされるため、市町村では業務を適正に遂行するための職員体制の確保が極めて困難である。</p> <p>県の役割として、市町村の支援や広域連携体制の構築に向けた支援を実施することを、検討ワーキンググループで取りまとめている。本年度から配分される森林環境譲与税の効果的な運用を図るためにも、県の支援対策の早期実施を要望する。</p>			
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の人員や専門的人材の不足に加え、林政アドバイザー雇用等でも地域の実情に精通した人材確保が難しいなど、今後予想される業務量や専門性を鑑みると、業務を適正に推進できる体制整備が極めて困難。 ・地域における広域連携体制の構築に向けた協議を県と市町村で行うことになっているが、今のところ具体的な協議が進んでいない。県の指導のもと、広域的な推進体制の整備が求められている。 ・本年度より森林環境譲与税が配分されるが、現状では使途が明確にならないため、基金積立することを考えている。 			
法令関係	<p>森林経営管理法 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律</p>			

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H31・4・18 第144回総会；長野市ほか11市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		分野
			<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	環境省、財務省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	環境部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	20 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市・松本市・上田市・須坂市・伊那市・駒ヶ根市・大町市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・東御市・安曇野市		
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、ごみ焼却施設、最終処分場など市町村等が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。</p> <p>また、全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・廃棄物処理施設の整備には複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 ・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費が交付金の交付対象となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壤汚染対策等高額な費用がかかるが、既存施設の解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合は交付金の交付対象となっていない。 ・また、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。 		

	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年6月に策定された令和4年度までを計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>【長野広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長野市では、長野広域連合が整備するごみ焼却施設の稼働により、平成30年度から既存焼却炉の解体及び新たなストックヤードの建設に着手している。(平成30年度：実施設計、令和元・2年度：焼却炉解体・ストックヤード建設、交付金の令和元年度当初内示額は要望額の100.0%) 一方、長野広域連合では、ごみ焼却施設2施設(長野市、千曲市)、最終処分場1施設(須坂市)の整備を進めている。 平成31年2月に竣工した長野市にあるごみ焼却施設は、整備する地域の住民に対し協力を要請して以来、約7年の長きにわたり、その地域の住民と協議や説明会等、多大な労力を費やした。 平成25年3月によりややく地域住民の同意が得られ、同月、建設に関する協定を締結した。 現在、長野広域連合管内で稼働中のごみ焼却施設は老朽化が進んでおり、新たなごみ焼却施設を早急に整備する必要がある。 事業に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。 最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、既存施設の解体撤去工事費及び周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。 新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。 <p>【上田地域広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設(クリーンセンター)で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。 上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。 上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。

- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るための周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。
- ・広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設基本計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、令和2年度の稼働を目標に、老朽化した既存2施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）の整備を進めている。
- ・施設の早期整備に向けて事業を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・当該組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画で、平成30年度から施設本体建設工事が本格化しているため、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。
- ・新施設の稼働後には既存施設の解体工事を予定しているが、これに要する多額の工事費を全て一般財源で賄わなければならないことから、財源の確保が大きな課題となっている。

【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成30年度にごみ焼却炉改良事業を含む整備事業を完了し、施設の延命化を図ってきた。
- ・根幹であるごみ焼却施設は、令和11年度を目標に新焼却施設への移行に向けて新たな建設計画を策定することとなる。新施設の建設には、建設候補地の策定、地域住民の同意、理解と協力が不可欠で、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に用地取得の費用、旧施設の解体撤去費用、地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。
- ・構成3市町村では、最終処分場の残余容量が少ないこと、また、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（リサイクル施設）の老朽化が著しいことから、両施設の整備が喫緊の課題となっている。こうしたことから平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度を平成31年度、最終処分場は翌年度と計画した。
- ・計画に遅れが生じたものの本年度リサイクルセンターの造成工事に着手し、本体工事についても本年度から2年間での完成を目標としている。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、組合を構成する市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすこととなる。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合の市町村内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を進めている。施設整備後は、2か所の不燃物処理施設は不要な施設となり、早急な解体を進める必要があるが、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に建設した「ごみ焼却施設（上伊那クリーンセンター）」は、新たな施設用地において平成31年3月29日に竣工し、現在、順調に稼働している。
- ・旧施設（2施設）は速やかに解体撤去する必要があり、土壌調査及び解体撤去工事仕様書の作成を進めている。
- ・財源としては除却債を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体工事の起債償還とあわせて、構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。

【穂高広域施設組合】

- ・穂高広域施設組合では、平成33年3月の稼働を目指し、建設に着手したところであるが、これから工事が進むにつれ、建設費の支払いも増加することから、施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設稼働後は、管理面及び景観の観点から廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。廃棄物処理施設の全ての解体工事費について、交付金対象とするなどの財政支援が必要である。 <p>【北アルプス広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。 ・ごみ焼却施設については整備が終了したが、引き続きリサイクル施設の整備を予定しており、当該交付金が削減されることになれば、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。 ・大町市の環境プラントは、広域のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、現時点では、解体の目途が立たない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても交付金の対象とすることを要望する。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱</p>

出席者名簿

(敬称略)

来賓

千曲市議会議長 荻原 光太郎

長野県企画振興部市町村課長 西澤 奈緒樹

市名	職名	氏名
長野市	副市長	樋口 博
	企画政策部長	酒井 崇
松本市	副市長	坪田 明男
	政策部長	横内 俊哉
上田市	副市長	井上 晴樹
	総務部長	中村 栄孝
岡谷市	副市長	小口 明則
	総務部長	藤澤 正
飯田市	副市長	木下 悦夫
	総務部長	寺澤 保義
諏訪市	総務部長	宮坂 茂樹
	秘書広報課長	池上 宗男
須坂市	副市長	中澤 正直
	総務部長	上原 祥弘
小諸市	副市長	濱村 圭一
	総務部長	田中 尚公
伊那市	副市長	林 俊宏
	総務部長	城取 誠
駒ヶ根市	副市長	堀内 秀
	総務部長	小平 操
中野市	副市長	横田 清一
	総務部長	保科 篤

市 名	職 名	氏 名
大 町 市	副 市 長	吉 澤 義 雄
	総 務 部 長	竹 村 静 哉
飯 山 市	副 市 長	新 家 智 裕
	総 務 部 長	栗 岩 康 彦
茅 野 市	副 市 長	樋 口 尚 宏
	企 画 部 長	加 賀 美 積
塩 尻 市	副 市 長	米 窪 健一朗
	企 画 政 策 部 長	塩 川 昌 明
佐 久 市	副 市 長	花 里 英 一
	総 務 部 長	小 林 一 三
東 御 市	副 市 長	田 丸 基 廣
	総 務 部 長	堀 内 和 子
安 曇 野 市	副 市 長	中 山 栄 樹
	政 策 部 長	上 條 芳 敬
長 野 県 企 画 振 興 部 市 町 村 課	市 町 村 課 長	西 澤 奈 緒 樹
	企 画 課 兼 課 長 補 佐 兼 行 政 係 長	滝 沢 裕 之
	行 政 係 主 査	石 川 直 樹
	行 政 係 主 事	玉 木 昭 平
長 野 県 市 長 会	事 務 局 長	青 木 弘
	事 務 局 次 長	前 島 卓
千 曲 市	副 市 長	内 田 雅 啓
	総 務 部 長	大 内 保 彦
	秘 書 広 報 課 長	宮 尾 憲 夫